受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（防災対策事業及び脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

23　広域化推進事業に係る令和元年度から令和七年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（第24項に規定する公営企業債（防災対策事業）同意等額（上水道事業に限る。）は、上水道事業に係る防災対策（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

24　公営企業債（防災対策事業）同意等額（上水道事業に限る。）は、上水道事業に係る防災対策（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるとき

受けて施行する上水道施設整備等事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため平成十二年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債、上水道一般会計出資債（広域化推進事業）、上水道一般会計出資債（脱炭素化事業）及び公営企業債（脱炭素化推進事業）に係る地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

23　広域化推進事業に係る令和元年度から令和六年度までの各年度分の市町村上水道一般会計出資債同意等額は、広域化推進事業に要する経費のうち、一般会計が上水道事業特別会計に出資する財源に充てるため令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（第24項に規定する公営企業債（防災対策事業）同意等額（上水道事業に限る。）は、上水道事業に係る防災対策（「公営企業債（防災対策事業）の取扱いについて」において定められた対象事業に限る。）に要する経費に充てるため令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

［新設］